

要配慮者利用施設【医療施設を除く】 避難確保計画作成の手引き

(高潮編)

令和8年8月

釧路市総務部防災危機管理課

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、高潮における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

各要配慮者利用施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。

本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したのですが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「高潮時の避難確保計画」の項目を追加することでも可能です。

避難確保計画の作成にあたっては、釧路市が作成している「高潮ハザードマップ」で情報の収集方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については釧路市に確認してください。

－目次－

計画に掲載する項目について	1
1. 計画の目的・報告	2
2. 計画の適用範囲	3
3. 防災体制	4
4. 情報収集及び伝達	9
5. 避難誘導	12
6. 避難の確保を図るための施設の整備	15
7. 防災教育及び訓練の実施	16
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）	17
9. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成	25

- 高潮浸水想定区域については釧路市ホームページや釧路市 Web ハザードマップで公開している。

○釧路市 Web ハザードマップ

○釧路地区・音別地区高潮浸水想定（全体図）



- なお、避難確保計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）に定められている。

計画に掲載する項目について

《記載例》

<目次>

1. 計画の目的・報告
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育と訓練の実施
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）
9. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成（追記する場合に限る。）

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本施設における利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、高潮に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて見直ししていくものとする。
- 避難確保計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、釧路市長へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがある。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成、避難訓練の実施・報告が義務づけられた。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

■ この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

構造 (該当するものに チェックを入れる)	☐ 木造 ☐ 非木造	階数	○階建て	使用階	○階～○階
利 用 者	昼	○名	夜間	○名	○名
施設職員		○名		休日	○名

【高潮リスクの確認】

想定浸水深	☐ 0.5m未満 ☐ 0.5～3.0m ☐ 3.0m以上
-------	--

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要がある。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要である。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要がある。
- 施設の階数構造は、建物内での安全確保が可能か判断するうえで重要なポイントなので忘れず記載する。

3. 防災体制

《記載例》

警戒レベル	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
警戒レベル 1	・ 早期注意情報 ・ 災害への心構えを高める	・ 防災気象情報等の収集 ・ 施設職員等への情報伝達	情報収集伝達要員
		※（・ 事前休業の判断）	（ 統括指揮者 ）
注意体制 警戒レベル 2	・ レベル2 高潮注意報の発表	・ 防災気象情報、避難情報等の収集 ・ 施設職員等への情報伝達	情報収集伝達要員
		・ 避難誘導体制と避難ルートの確認 ・ 使用する資器材の準備	避難誘導要員
警戒体制 警戒レベル 3	・ レベル3 高潮警報の発表	・ 防災気象情報、避難情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 使用する資器材の装備・運搬	避難誘導要員
		・ 利用者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		・ 周辺住民への事前協力依頼 ・ 市町村等への連絡	情報収集伝達要員
	・ 【高齢者等避難】の発令	・ 避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制 警戒レベル 4	以下のいずれかに該当する場合 ・ レベル4 高潮危険警報の発表	・ 施設内全体の避難誘導と避難完了の確認	避難誘導要員
	・ 【避難指示】の発令	・ 市町村等への連絡	情報収集伝達要員

非常体制	警戒レベル5 以下のいずれかに該当する場合 ・ レベル5 高潮特別警報の発表 ・ 【緊急安全確保】※の発令 (※必ず発令される情報ではない事に注意)	・ 緊急安全確保	避難誘導要員
------	---	--	--------

■上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

- 事前休業の判断について（※該当する場合に【3. 防災体制】の表のレベル1へ記載する）
台風の接近等、風雨の影響により公共交通機関の計画的な運休等が予定される場合、〇〇部門を臨時休業とする。
 - または午前・午後〇〇時の時点で、以下のいずれかが発令されている場合も同様とする。

《事前休業の判断基準となる防災気象情報等》

- 高齢者等避難
 - レベル3 高潮警報またはレベル4 高潮危険警報
 - 暴風警報または特別警報、
 - 大型台風の襲来が予想される場合
- ※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする

《解説及び留意事項》

- 高潮時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載する。

○活動内容

- 防災気象情報等の収集から避難誘導までの高潮時における主な活動内容及びその順序について検討する。
- その際、施設利用者等の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で行うことが望ましい。

○体制の区分

- 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定するものとする。
- ただし、防災気象情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要がある。

○体制確立の基準

- 避難指示等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとする。

○対応要員

- 各活動を実施する要員を検討する。
- 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要がある。
- 事前休業の実施基準は、台風情報や大雨情報を参考にするほか、公共交通機関の計画運休等の情報を参考にすることが考えられる。開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

《解説及び留意事項》

■ 高潮とは（気象庁の解説）

台風や発達した低気圧の通過時に、潮位が大きく上昇する事があり、これを「高潮」といいます。主に以下の2つのことが原因となって起こります。

吸い上げ効果

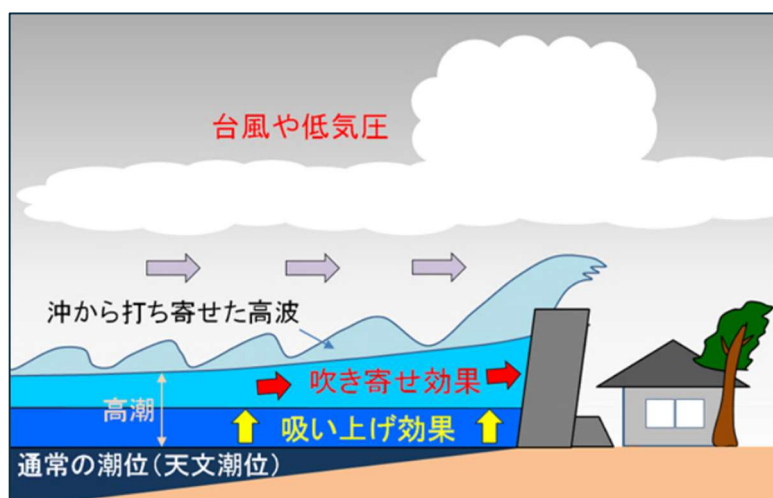
台風や低気圧の中心では気圧が周辺より低いため、気圧の高い周辺の空気は海水を押し下げ、中心付近の空気が海水を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。**気圧が1ヘクトパスカル（hPa）下がると、潮位は約1センチメートル上昇する**とされています。

吹き寄せ効果

台風や低気圧に伴う強い風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇します。**この効果による潮位の上昇は風速の2乗に比例し、風速が2倍になれば海面上昇は4倍になります。**

また遠浅の海や、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を増大させるように働き、特に潮位が高くなります。

高潮で潮位が高くなっているときに高波があると、普段は波が来ないようなところまで波が押し寄せ、被害が拡大することがある。また、満潮と高潮が重なると、潮位がいっそう上昇して大きな災害が発生しやすくなります。



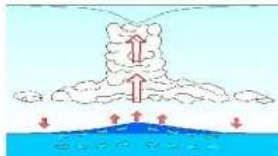
高潮に関する情報体系と名称

分類	高潮予報海岸	その他の海岸
発表主体	国土交通省・気象台・都道府県	気象台
発表指標	波による打上げ高を考慮した水位・潮位	潮位
情報名称	5	レベル5 高潮特別警報
	4	レベル4 高潮危険警報
	3	レベル3 高潮警報
	2	レベル2 高潮注意報
	1	早期注意情報

■ 現在の高潮予報・警報

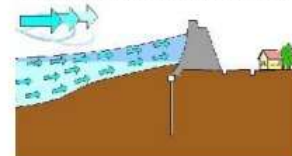
【吸い上げ】

気圧低下による潮位上昇



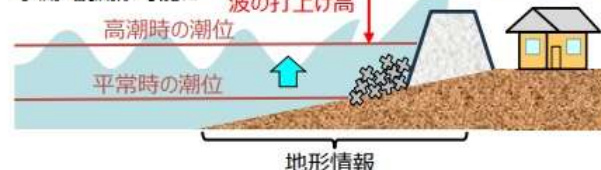
【吹き寄せ】

海岸に吹く風による潮位上昇



■ 波の打上げ高を予報・警報に反映

○波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に



※【レベル5 高潮特別警報】は、高潮による浸水がすでに発生または切迫している状況で発表される

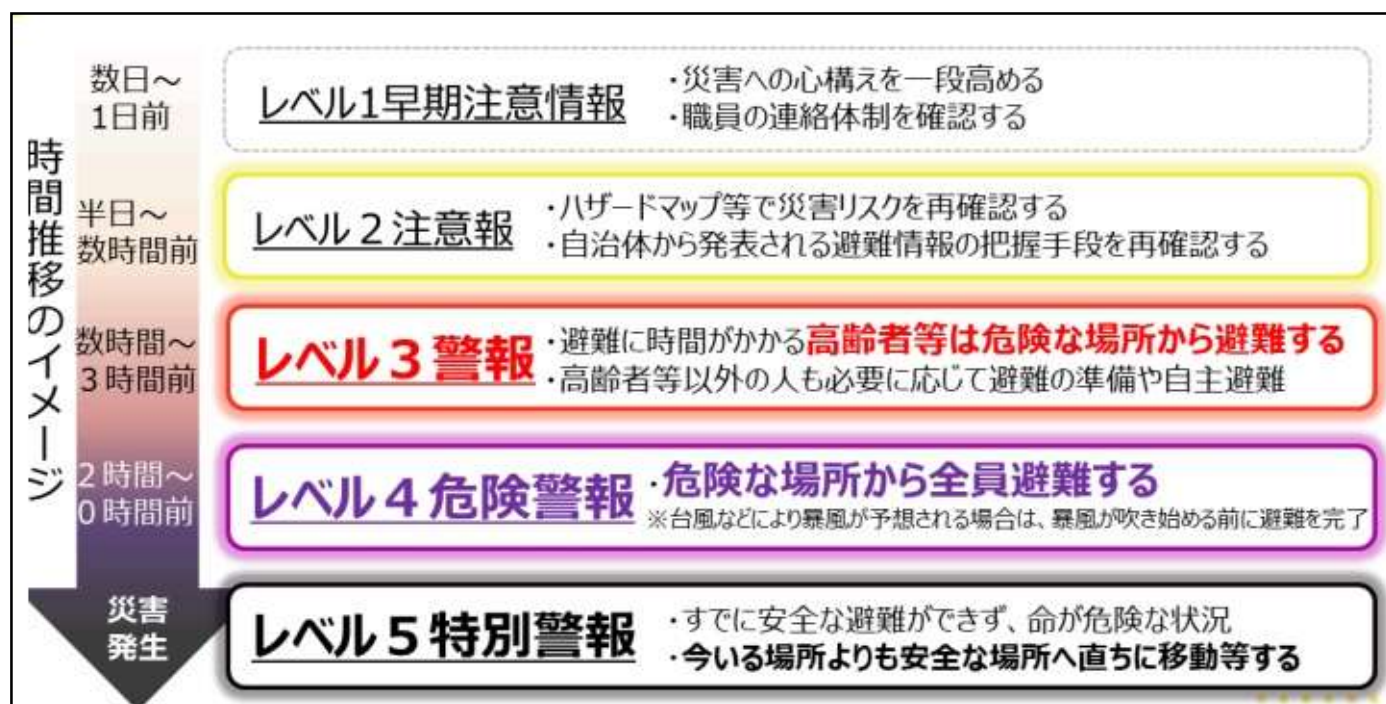
■ 防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

警報・注意報の種類	発表基準
レベル2 高潮注意報	・ 高潮により、水位が基準高または潮位が <u>レベル4 高潮危険警報基準値</u> に達することが予想される場合、 約18時間前までに発表される
レベル3 高潮警報	・ 高潮により、水位が基準高または潮位が <u>レベル4 高潮危険警報基準値</u> に達することが予想される場合、 約12時間前までに発表される
レベル4 高潮危険警報	・ 高潮により、水位または潮位が <u>レベル4 高潮危険警報基準値</u> に達することが予想される場合、 約6時間前までに発表される
レベル5 高潮特別警報	・ 台風や温帯低気圧等に伴う、海面の異常上昇により、浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合 ・ 水位または潮位が「高潮による浸水害の起こるおそれが著しく大きくなる値」以上となり、かつその状況が継続すると予想される状況、もしくは高潮による浸水害が発生または切迫している状況

《解説及び留意事項》

■ 各情報をもとにとるべき避難行動について



4. 情報収集及び伝達

《記載例》

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報 台風・低気圧など（気象庁）	気象庁 HP、北海道防災メール、 テレビ、ラジオなど
高潮予報・潮位観測情報	気象庁 HP
避難情報（高齢者等避難・避難指示・避難所開設等）	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、 釧路市 HP、釧路市防災メール 釧路市 LINE、 釧路市 Web ハザードマップなど

《解説及び留意事項》

- 水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロに基づき地域防災計画等に記載された要配慮者利用施設については、釧路市から該当地区の施設に対して避難情報が提供される。(釧路市からはホームページ・FMくしろ・釧路市防災メール等の他、電話・FAXで周知される。)
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要がある。
- 施設管理者等においては、登録型のメール配信サービスである「釧路市防災メール」にあらかじめ登録しておくことが望ましい。

○釧路市防災メール



- 高潮浸水想定区域については釧路市ホームページや釧路市 Web ハザードマップで公開している。

○釧路市 Web ハザードマップ

○釧路地区・音別地区高潮浸水想定（全体図）



- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、
- 夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましい。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いか等についても注意する。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要がある。

(2) 情報伝達

《記載例》

- 別紙「施設内緊急連絡網」に基づき、防災気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 別紙「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者家族等に対し連絡をする。

- ・ 施設利用者等を避難させる可能性がある場合
「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- ・ 施設利用者等を避難させる場合
「〇〇〇〇（避難場所）への避難を開始する。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ・ 避難の完了後、利用者家族等に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において引き渡し

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要がある。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要である。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良い。

5. 避難誘導

《記載例》

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。
- 避難場所は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、釧路市高潮ハザードマップ等に記載されている最寄りの指定避難施設を記載するものとする。
 - 災害の状況によって避難場所が順次開設されるため、最寄りの避難場所が開設されているとは限らないことに留意し、釧路市からの避難場所の開設状況を必ず確認してから避難を開始すること。
 - 事態が切迫し、指定避難施設への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「**屋内安全確保**」※がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましい。
 - 避難場所は原則として、浸水が想定されない場所に設定する
 - ただし、屋内安全確保の場合には、家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること。一定のリスクがあることを施設職員や施設利用者は事前に認識しておく必要がある。
 - 浸水の長期化や孤立によって、水や食糧の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要である。
- ※**屋内安全確保**とは、その時点に居る建物内において、浸水しない部屋等への移動（上層階への垂直避難など）により安全を確保する行動であり、緊急でやむを得ない場合の避難行動である。【緊急安全確保】
- **【レベル5 緊急安全確保】**が発令された際には、災害が発生・切迫した段階であり命の危険があることから、直ちに安全を確保する行動をとる必要がある。ただし、必ず発令される情報とは限らないことに注意が必要である。
 - 指定避難所以外の建物を避難場所とする場合には、建物の所有者等と使用の可否等について事前に協議を行った上で記載するものとする。

(2) 避難経路

- 高潮時における避難場所までの避難経路については、別紙1「避難場所までの避難経路図」のとおりである。

《解説及び留意事項》

- 釧路市内水ハザードマップには、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。
- 上層階等への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

避難場所	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間
避難場所 1		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他()	〇分
避難場所 2		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他()	〇分
屋内安全確保※				

※「屋内安全確保」は、以下に該当するか検討の上、慎重に判断すること。

- ・ 一定期間浸水することによる支障を許容できること
 (支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になる等、電気、ガス、水道、トイレ等が使用できなくなるおそれ)

- 早期の立ち退き避難が必要な区域内での「屋内安全確保」は家屋の倒壊や浸水の深さが3m以上となる等の危険性があることから、原則、行わない

緊急安全確保		急激に災害が切迫することにより避難場所へ安全に避難できない過酷な事象に遭遇した場合に緊急的に移動する
--------	--	--

《解説及び留意事項》

- 【別紙 1 避難場所までの避難経路図】については、施設から避難場所までの地図を記載し避難ルートを示す。避難訓練を行い、避難ルートの安全を確認する。
- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要がある。
- 車での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要がある。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケット等を着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。避難誘導の前後には必ず人数の確認を行う。
- 【別紙 1 避難場所までの避難経路図】については、施設から避難場所までの地図を記載し避難ルートを示す。避難訓練を行い、避難ルートの安全を確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

分類	避難に必要な装備品や備蓄等	数量	設置保管場所
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ (FM くしろ 76.1MHz)		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 携帯電話用バッテリー		
	☐ 電話・ファックス		
	☐ 電池・非常用電源		
避難誘導	☐ 名簿 (従業員、利用者等)		
	☐ 案内旗		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話		
	☐ 携帯電話バッテリー		
	☐ 懐中電灯 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池		
	☐ 携帯用拡声器		
	☐ 電池式照明器具		
	☐ ライフジャケットやヘルメット		
	☐ 蛍光塗料		
	☐ 雨具		
	☐ 救急用品		
施設備蓄・非常持ち出し品	☐ 水 (1人あたり〇ℓ) ☐ 食糧 (1人あたり〇食分)		
	☐ 寝具 ☐ 防寒具 ☐ 着替え		
	☐ おむつ・おしりふき ☐ ウェットティッシュ		
	☐ 体温計 ☐ マスク ☐ 消毒液		
	☐ 使い捨て手袋、 ☐ ビニールエプロン		
	☐ 嘔吐処理具、 ☐ ゴミ袋		
	☐ ハンドソープ		
	☐ タオル		
	☐ 常備薬、 ☐ 包帯・絆創膏		
	☐ 簡易トイレ		
	☐ 電池 ☐ 携帯電話バッテリー		
その他	☐		
	☐		

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置保管場所
通常の設備	階段昇降機		
	車いす		
	その他（例：移動用車両、担架など）		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源		
	土のう		
	止水板		
	その他（例：非常用サイレンなど）		

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材・施設備蓄又は非常持ち出し品について記載するものとし、記載したものは計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとする。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとする。

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年 4 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年 5 月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 5 月の訓練を実施した後、釧路市へ報告書を 4 月実施分とまとめて提出する。
- 訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出する

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠である。
- **訓練や研修は年 1 回以上、必ず実施し、訓練の実施を市へ報告すること。**
- 報告については、訓練実施後おおむね 1 か月以内に訓練実施報告書を市へ提出すること。複数回実施の場合は、最後の訓練実施後にまとめて提出しても良い。

訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出すること。

- 利用者が参加する訓練の実施が難しい状況の場合は、図上訓練のみでも可とする。
- 研修や訓練には、高潮ハザードマップ等の他、釧路市が実施する出前講座等が活用できる。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとする。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、高潮時等の避難に関する研修を別途実施すること。)
- 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができる。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

《記載例》

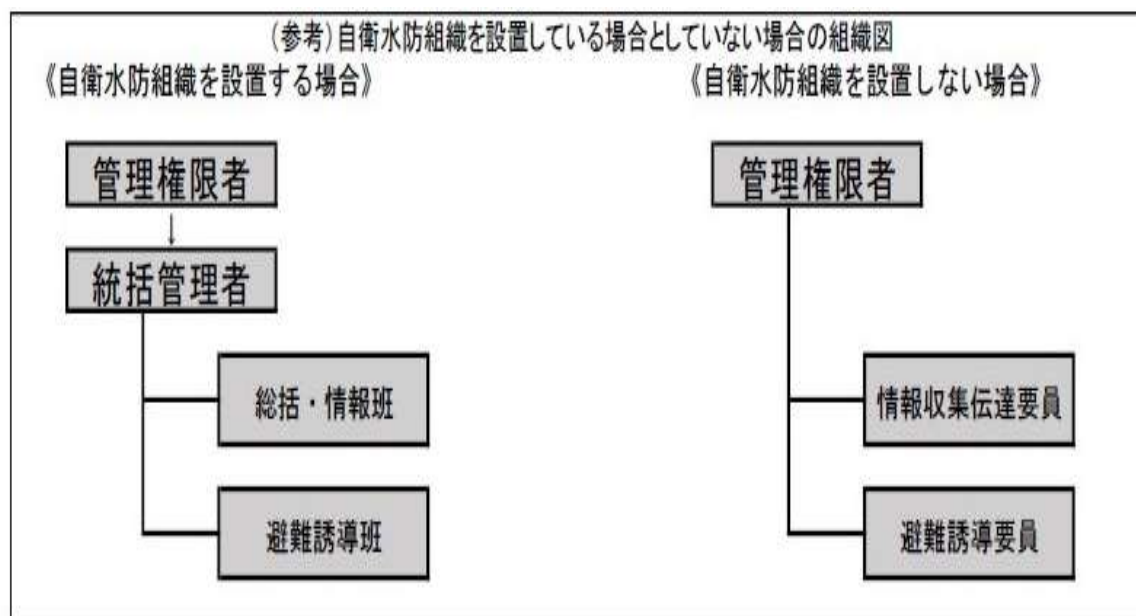
- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ▶ 訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出する
 - ▶ 自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、釧路市長へ報告する。

《解説及び留意事項》

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができる。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にされたい。

《解説及び留意事項》

- 自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うもの。
- 洪水・高潮の対象となる場合、要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています（水防法第十五条の三第6項）。
- 自衛水防組織を設置する場合、別添資料、別表 1、2 を作成する。



【別添 1】 自衛水防組織活動要領(案)

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第 1 条 管理権限者は、高潮時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、高潮時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表 1 に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第 2 条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第 3 条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表 2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

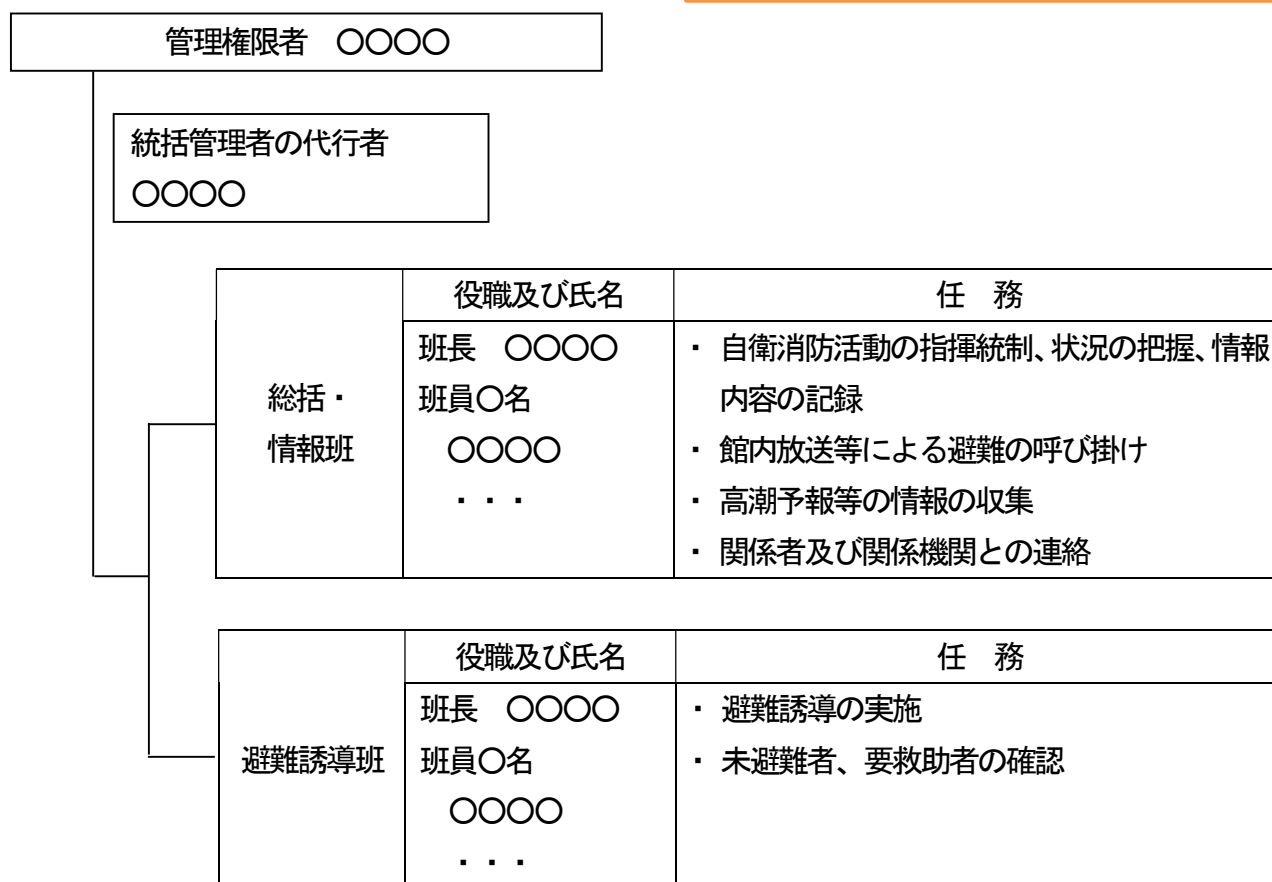
(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第 4 条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成



別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」…避難確保資器材等一覧に準ずる

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料 体温計、マスク、消毒液、ハンドソープ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理具、おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、ゴミ袋、 常備薬、包帯・絆創膏、簡易トイレ

【添付資料】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

[illegible]

■緊急連絡網

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

釧路市への提出は不要

氏名	
連絡先（電話番号）	

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）

↓ ↓ ↓ ↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）

↓ ↓ ↓ ↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）

↓ ↓ ↓ ↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）

↓ ↓ ↓ ↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）

■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

釧路市への提出は不要

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
避難誘導等の 支援者					
医療機関					

■対応別避難誘導方法一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

[illegible]

※以下の該当番号を記入

(避難場所への移動)

1 単独歩行が可能 2 介助が必要 3 車いすを使用 4 ストレッチャーや担架が必要

5 そのほか

(その他の対応)

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

■防災体制一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

釧路市への提出は不要

管理権限者 ○○○○					
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">統括管理者の代行者 ○○○○</td> </tr> </table>			統括管理者の代行者 ○○○○		
統括管理者の代行者 ○○○○					
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務			
	班長 ○○○○ 班員○名 ○○○○ . . .	・ 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・ 館内放送等による避難の呼び掛け ・ 高潮予報等の情報の収集 ・ 関係者及び関係機関との連絡			
避難誘導班	役職及び氏名	任 務			
	班長 ○○○○ 班員○名 ○○○○ . . .	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認			

9. 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

- 避難確保計画は、既存の計画に必要事項を追記して提出することもできる。

(消防計画、非常災害対策委計画、危機管理マニュアル)

消防計画に追記する例を参考としてください。(国交省:要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等の義務化について)

- 避難確保計画を「消防計画」に追記した場合は、従来通り各消防署にも提出する。

1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

2. 自衛水防組織の項目を追加

33. 洪水時の防災体制の項目を追加
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分、活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごと
の活動を記載。

4. 洪水時の避難誘導の項目を追加
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

5. 避難の確保を図るための施設を追加
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材等を記載する。※自衛消防組織の装備または震災時に備えた資機材等の配述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもつて代えることができる。

一文を追記

第百〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇市が、地震、火災、水害等の災害に備へるため、必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び火災、地震等の軽減を図ることを目的とする。

また、消防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の清かつ迅速な消滅を図ることを目的とする。

一文を追記

第百〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇市が、地震、火災、水害等の災害に備へるため、必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び火災、地震等の軽減を図ることを目的とする。

また、消防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の清かつ迅速な消滅を図ることを目的とする。

自衛水防の組織と任務分担)

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたり、未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたり、

(港水時の活動)

第○条 洪水時には、次の防災体制をとる。

[illegible]

(熱熱熱熱の常長共)

第○巻 米水論の選題場所、選題経路、選題誘導方法については、下記に従う。

・第○条の震害補償金の算定に当たっては、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。
上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。

2) 避難場所等

・地震発生時の避難場所については、避難場所までの距離、道路状況について予め説明する。
・施設外の避難場所については、避難場所までの距離、道路状況について予め説明する。
・原燃物質の貯蔵場所については、避難場所までの距離、道路状況について予め説明する。
・放射性廃棄物の貯蔵場所については、避難場所までの距離、道路状況について予め説明する。

(沸水に溶かす)

第○条 第○条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の

活動の区分	使用する設備又は資材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内板、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声機器、電池式の照明器具、電池、携帯電話、バギー、ライフジャケット、緊急無線機、防炎服等の防護用具、水、食料、寝具、防寒具

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第○条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

予定実施月	内容
〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
〇〇月	(2)情報収集・伝達に係る訓練
〇〇月	(3)避難経路に係る訓練

26